

令和元年度 児童生徒の不登校の状況について

(1) 不登校の定義 平成31年4月1日から令和2年3月31日までに30日以上欠席した長期欠席児童・生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあることをいう（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）。

(2) 調査結果の概要

項目	学校数	不登校在籍 学校数	不登校		
			児童・生徒数	出現率(%)	学校復帰率(%)
小学校	46 (46)	43 (42)	217 (172)	0.88 (0.71)	25 (27)
中学校	24 (24)	24 (24)	351 (327)	4.38 (4.14)	14 (24)

不登校児童・生徒数は、小学校217人(0.88%)、中学校351人(4.38%)であり、前年度と比較すると、出現率は小学校で0.17ポイント、中学校で0.24ポイントの増加となっている。また、不登校児童・生徒の学校復帰率は、小学校で25%、中学校は14%で昨年度より減少した。

※()内は出現率、学校復帰率とは、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」の割合である。

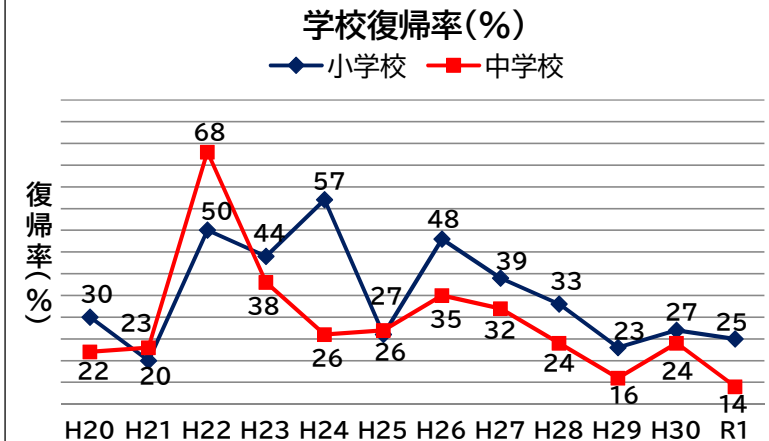
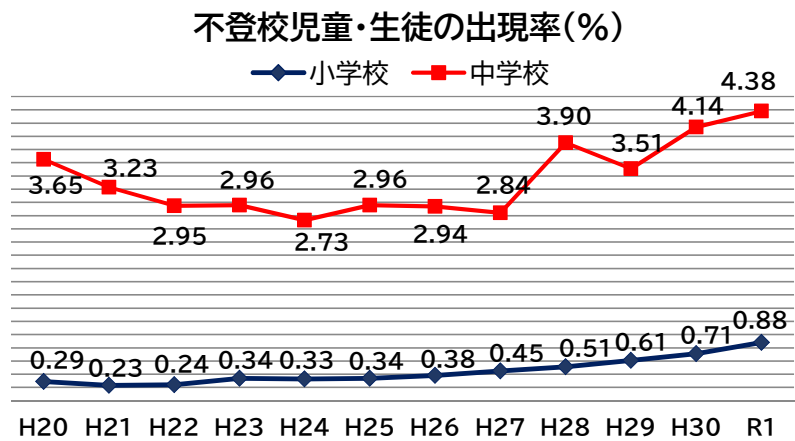
(3) これまでの取組

- 平成31年3月に「江東区不登校総合対策(第2次)」を策定。学校における不登校への支援を「未然防止」「早期支援」「学校復帰・自立支援」の三つの段階で示す。
- 児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーを全校に配置。
- 不登校担当者連絡会(年6回)・不登校未然防止連絡会(年2回)の実施。小・中学校間で連携した対応策等を協議。
- 区独自不登校調査の毎月実施(分析結果を未然防止、改善に生かす)。
- スクールソーシャルワーカー(SSW)を積極的に活用した関係機関との連携及び長期欠席児童生徒対応の充実。
- 教育センターにおける教育相談(心理相談)において、不登校に対する支援の実施。

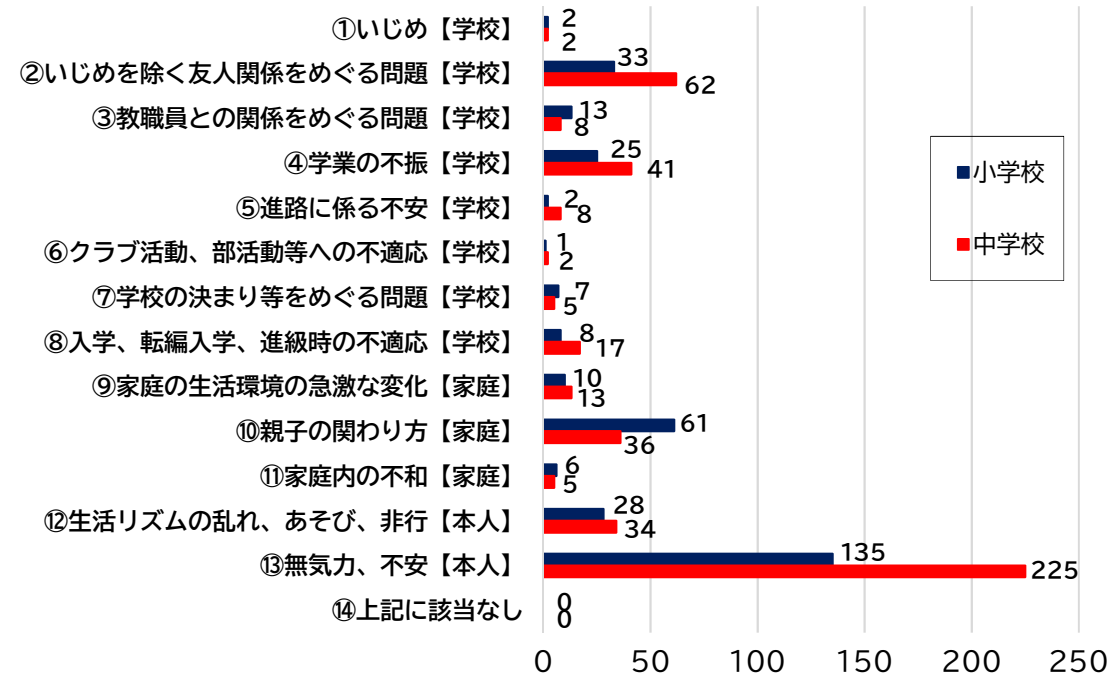
【令和元年度ブリッジスクール在籍児童・生徒数】

教室	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	計
教育センター	0 (0)	1 (2)	2 (6)	6 (11)	14 (13)	22 (12)	19 (17)	64 (61)
東大島	1 (1)	2 (0)	3 (4)	3 (7)	10 (13)	22 (15)	17 (18)	58 (58)
合計	1 (1)	3 (2)	5 (10)	9 (18)	24 (26)	44 (27)	36 (35)	122 (119)

*中3生(36名)進路先
都立高校(18)、私立高校(15)、サポート校(1)、専門学校(1)、就職(1)



不登校の要因(「主たるもの」及び「主たるもの以外にも当てはまるもの」の計)



不登校の要因は、「主たるもの」及び「主たるもの以外にも当てはまるもの」の計について、小学校では、本人に係る「無気力・不安」が最も多く、次いで家庭に係る状況の「親子の関わり方」が多い。中学校では、本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多く、次いで学校に係る状況の「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」が多い。

※不登校の要因については、「主たるもの」を一人につき必ず1つ選択する。また、「主たるもの以外にも当てはまるもの」がある場合には、一人につき2つまで選択ができる。

(4) 今後の対応

- 不登校対策に関わる教育委員会事務局各部署メンバー(指導主事・SSW・教育相談職員・ブリッジスクール職員・心理士)による**定例ケース会議**の実施。
- 不登校の長期化への対応について、**教員の手引きとなるリーフレット**「不登校が長期化している児童・生徒への社会的自立に向けた支援の在り方」を作成し、全校に配布。
- ブリッジスクール通室児童・生徒の多様な学びを確保するための**オンライン学習**の充実。
- 学校とブリッジスクールが連携した**相談支援体制**の充実。

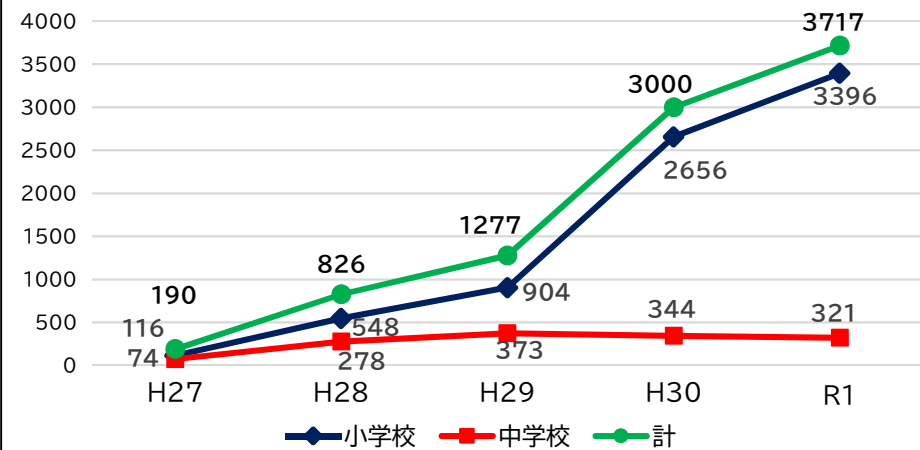
※小学校は義務教育学校前期課程、中学校は義務教育学校後期課程を含む。

(1) いじめの定義 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外は問わない。

(2) 調査結果の概要

校種	項目	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	認知件数	116	548	904	2656	3396
	解消しているものの割合	96.6%	92.0%	89.8%	85.6%	76.2%
中学校	認知件数	74	278	373	344	321
	解消しているものの割合	94.6%	98.2%	95.7%	90.9%	76.3%
計	認知件数	190	826	1277	3000	3717
	解消しているものの割合	95.8%	94.1%	91.5%	86.2%	76.2%

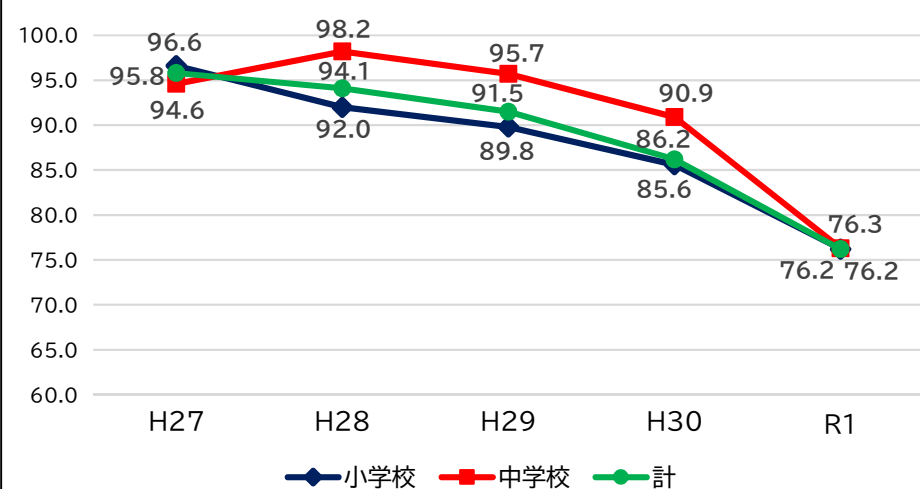
いじめ認知件数の推移



いじめの認知件数は、小学校 3396 件、中学校 321 件、計 3717 件であり、前年度の 1.24 倍となっている。前年度より小学校で 740 件の増加、中学校で 23 件の減少である。
平成 27 年度から増加傾向で、平成 27、令和元年度を比べると、小学校は 29.3 倍、中学校は 4.3 倍である。

※いじめの認知件数は、令和元年度間において、いじめの定義に該当するいじめを受けた児童・生徒ごとに 1 件として数える。

解消しているもの(日常的に観察継続中)の割合



解消しているものの割合は、小学校 76.2%、中学校 76.3%、計 76.2% であり、前年度より小学校で 9.4%、中学校で 10.0% の減少である。

※解消しているものの割合については、令和2年3月31日現在の割合である。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態である。
①いじめに係る行為の解消:被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安とする)継続していること。
②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと:いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(3) これまでの取組

- ① 「江東区いじめ防止基本方針」「健全育成総合対策～いじめの防止に向けて～」の策定(平成30年3月に改定)。
- ② 「江東区いじめ問題対策連絡協議会」を年2回開催。区又は学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進に関する事項について協議。
- ③ 全校で「学校いじめ防止基本方針」を策定。各校のホームページへの掲載。
- ④ リーフレット「いじめ対応マニュアル」を全校に配布。見逃しがちな軽微ないじめの具体例やいじめ対応の仕方等に加え、いじめの認知件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしないことについて、周知・徹底。
- ⑤ 全校で「学校いじめ防止に関する年間計画」を作成。いじめに関する教員研修を年間3回以上実施するとともに、いじめに関する授業を年間3回以上実施(*令和2年度については年間2回以上)。
- ⑥ スクールカウンセラーによる、小学校5年生、中学校1年生を対象とした全員面接の実施。
- ⑦ 全児童・生徒対象の年間3回以上のいじめアンケートを実施。
- ⑧ 全校において、「児童・生徒主体のいじめ防止への取組」を実施。
- ⑨ 平成30年度より、こうとう学びフォーラムにおいて「児童・生徒主体のいじめ防止への取組」の事例発表(令和元年度は深川小学校児童会・第三砂町中学校生徒会)。

(4) 今後の対応

- ① 全ての教職員が「学校いじめ防止基本方針」を正しく理解し、学校いじめ対策委員会における多角的な検証により、いじめを確実に認知するとともに、ふれあい月間「学校シート」を活用した「**PDCA サイクルによる評価・改善**」を行い、実効的ないじめ防止対策の推進。
- ② こどもたちの多様性や互いのよさを認め合う態度の育成に加え、こどもたちがいじめを自分たちの問題として捉え、「いじめをなくすためにどうすればよいか」について、**自ら考え、話し合い、行動できるようにするための取組**の推進。
- ③ **新型コロナウイルス感染症に関連したいじめ等の防止**の観点から、学校が児童・生徒の発達の段階に応じて、適切に指導を行えるようにするための指導法の周知。

※小学校は義務教育学校前期課程、中学校は義務教育学校後期課程を含む。